

地方公共団体における男女の給与の差異

特定事業主名：川上村

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	38.8%
全ての職員	58.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 「任期の定めのない常勤職員」の給料については、条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	0.0%
本庁課長補佐相当職	0.0%
本庁係長相当職	99.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	87.3%
26～30年	84.2%
21～25年	97.7%
16～20年	85.7%
11～15年	84.8%
6～10年	91.3%
1～5年	102.7%

【説明欄】

・扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は82%である。

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は1：9であるところ、女性職員の5割がパートタイムとなっており、給与水準が低い職員が女性に偏っている。その影響で「全職員」の給与水準が低い職員も女性に偏っている。